

事業主の皆さん、
おはようございます。

令和
6年4月～
適用



タクシー・ハイヤー運転者の

改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



日勤の1か月の拘束時間

改正前(月換算)

299時間

改正後

288時間

日勤の1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

※隔勤については裏面を参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



タクシー・ハイヤー運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

日勤	1か月の拘束時間	288時間以内
	1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
	1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
隔勤	1か月の拘束時間	262時間以内(※1) ※1: 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)
	2暦日の拘束時間	22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内
	2暦日の休息期間	継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない
車庫待ち等の自動車運転者(※2)	日勤	1か月の拘束時間: 288時間以内(労使協定により1か月300時間まで延長可) 1日の拘束時間: 以下の要件を満たす場合、1日24時間まで延長可 - 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える 1日16時間超が1か月について7回以内 - 夜間4時間以上の仮眠時間を与える(18時間超の場合) ※2: 車庫待ち等の自動車運転者とは、次の要件を満たす者をいう。 - 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと - 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っていないこと - 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること - 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること
	隔勤	1か月の拘束時間: 262時間以内(労使協定により1か月270時間まで延長可) (さらに、※3の要件を満たす場合、10時間を加えた時間まで延長可) 2暦日の拘束時間: ※3の要件を満たす場合、24時間まで延長可 ※3: ・2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内 夜間4時間以上の仮眠時間を与える
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日と2暦日の拘束時間から除くことができる(※4、5) 勤務終了後、休息期間(1日勤務: 継続11時間以上、2暦日勤務: 継続24時間以上)が必要 ※4: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 - 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと - 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと - 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと - 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※5: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
休日労働		休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない
累進歩合制度		累進歩合制度は廃止する (長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されるため)
ハイヤー		- 労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守すること → 時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで → 臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで 36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること - 疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること



(注1) 改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
(注2) 本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。